

## 9月議会 民主代表質問

### 《 旧演壇登壇 》

私たちは4月の統一地方選挙において、多くの府民の皆様から府政についてのご意見やご要望を聞かせていただきました。大阪府の厳しい財政状況を考慮して、選択と集中を図って大阪の再生に向けて、取り組まなければなりません。何を選択し、どのような行政課題に集中して取り組むのかが問題です。今多くの府民の政治や役所に対する信頼が薄れています。府民の信頼を回復するためにもしっかりと行政の役割を果たさなくてはなりません。

私は、今議会に提案されております諸議案を始め、府政の重要課題について、会派を代表いたしまして、ただ今から質問と提言を行ないます。統一地方選挙後の本格的な質問ではありますが、時間の制約もありますことから、限られた項目しか、質問できませんが、理事者の皆様には、誠意ある簡潔なご答弁をお願い申し上げます。

#### 1 地域主権のあり方について（1問1答）

今年の国への提案・要望を見ると、「地域主権の実現」「次世代育成の支援」「安全なまち大阪の確立」等、どれも大阪にとって重要な項目が挙げられている。なかでも、「地域主権の実現」については、ここ数年の提案・要望で、いずれの年も、一番目の項目に挙げられている。

多くの項目があるなかで、毎年、常に一番目の項目として「地域主権」を挙げられている、知事の思いはどこにあるのか、改めて、お伺いいたします。

大阪府は、依然として厳しい財政状況にある。財政再建に取り組んでも、取り組んでも、なかなか抜本的な改善につながらないというのが実感ではないでしょうか。にもかかわらず、都市部は税収が裕福だとして都市から地方への移譲を求める議論もあります。

そうしたなか、毎年、「地域主権」を強く国に求めているが、そもそも税財政のあり方が地方を重視したものになっていないことに問題があります。

地域の実情や府民のニーズに合わせた政策課題を実行するならば、いかに自

由裁量のある予算を確保できるかにかかっています。

「地域主権」を達成するうえで、知事は何が大きなポイントと考えているのか、改めて伺う。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

近年、障害者対策や介護保険、教育の分野などで、国が現場の実情を踏まえることなく、経済至上主義を福祉・教育にまで展開し、思いつきで制度を目まぐるしく変更している。これでは将来の展望も見出せない。都道府県も市町村も対応にその対応にふりまわされ、住民生活にも支障が生じて来ました。

その上、官僚の責任か政治家の責任か知りませんが、改正後の細部は未定でありますと・・・そんな事例が、この数年でどれだけの地方行政に混乱を招いてきたか、福祉や教育の分野で実際に住民に接しているのは地方自治体であります。

地方の意見を聞いて国が大きなルールを決め、その後も、随時地方の意見を聞きながら修正していくのが本来の姿ではないか。こうした状況を知事はいかに考えるか、伺う。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

私は、福祉政策や教育のあり方は、基本的には、誰が総理になっても誰が知事になっても、財政的な観点で左右すべきではないと考えます。

一定の府民サービスを保証するために、府の予算編成において、目先の状況にとらわれないように行ふべきと考えます。強く要望しておきます。

昨年 4 月から堺市が政令市に移行した。政令市は府県並の権限を有する部分も多く、これまで府が実施していた事業を自ら実施するなど自立性が高まることとなります。

府内には 2 つの政令市が存在することとなります。府は指導力を低下させること無く、政令市を含む府内市町村のリーダー役を果すべきであります。

このためには、2 つの政令市としっかりと連携を図り、無駄な課題への解決と、政令市以外の府内市町村に対しては、これまで以上にきめこまかなサポートを行っていくべきと思います。

政令市を 2 つ抱える本府行政のあり方について、知事の所見を伺う。

《 降 壇 》

## 2 財政再建について

次に、行財政改革プログラム案に関連して伺います。

堺二区へのシャープ及び関連企業の立地決定に基づいて、「先端産業補助金」として、平成 19 年度当初予算の 150 億円に追加して、総額を 325 億円に拡大しようという債務負担行為の補正が提案されています。

本府は、平成 18 年 11 月に「大阪府行財政改革プログラム案」として、平成 22 年度までに概ね 400 億円の歳出抑制を、過去からの行財政改革に上乗せして決定し、その時点での赤字構造からの脱却、起債残高、減債基金からの借入れのピークアウトを図ることを誓ったばかりであります。

しかも、施策・組織の再構築の中には、コスト縮減という改革努力によるものもあれば、建設事業のペースダウンという事業先送りによって府民に「ガマン」をお願いしてきたものが含まれていることも忘れてもらっては困りません。

私たちは「企業立地促進条例」を率先して推進してきたとはいえ、一気に 325 億円の補助金を今後 10 年間にわたって交付することが、これら行財政改革とのバランスにおいて府民への説明責任をどう果たすつもりなのかまずお伺いしたいと思います。

また、シャープの立地が決定した後の定例記者会見で太田知事は、この立地がもたらす経済波及効果に言及しつつ、「今後 10 年間で法人事業税 1,200 億円の増が見込まれる」と発言されています。かなり上機嫌でのご発言だとは思いますが、これは、プログラム案において 22 年度までに見込んだ取組み額約 400 億円の 3 年分に相当するものです。

私たちは、行財政改革による再構築や見直し、厳しい事業の先送りによって、平成 22 年度赤字財政から脱却というトンネルを越えようとしているところです。

しかし、これらには、府民（・府職員）に一定の「ガマン」を求めてきたことも事実です。大阪府の行革への取組みも 10 年の長きにわたろうとしています。

そこで、改めて府政のリーダーたる太田知事にお伺いします。製造業を中心とした大阪経済の明るい材料を受け、行財政改革の成果のその先に、臨海部のみならず、内陸部の産業拠点の活性化を図り、大阪経済の牽引役とさせていくとの明確なメッセージを府民に送るべきだと考えますが、いかがですか。知事にお答え願います。

今年6月、地方財政健全化法が成立しました。一般会計と特別会計のフロー指標である「実質赤字比率」のみを基準とした現行再建法制が、約半世紀ぶりに抜本的に見直されたものであります。新たな健全化法では、従来の「実質赤字比率」に加え、公営企業会計を含めた赤字を示す「連結実質赤字比率」、財政規模に占める地方債の元利償還等の割合を示す「実質公債費比率」、さらにストックの財政状況を示すものとして、地方債の残高や公社・三セク等の負債のうち府が将来負担すべき額等の財政規模に占める割合を示す「将来負担比率」が新たな基準として定められました。

今後、これらの指標に沿った財政運営が必要になりますが、大阪府としてはどのように対応していくのか、総務部長の答弁を求めます。

本府の厳しい財政状況を踏まえ、これまで施策等の見直しや歳入の確保とあわせ、人件費についても、定数削減をはじめ、昇給停止やプラス勧告に対するマイナス改定などの給与、勤務条件の見直しに取り組んできました。

このように、人件費の削減には、組織のスリム化・定数削減によるものと給与などの勤務条件の見直しという二つの要素があります。

組織のスリム化については、仕事の進め方そのものを抜本的に見直すことによって定数削減を図り、その結果としてコストパフォーマンスが図られるという改革効果、役割は大きい。

一方、勤務条件等の見直し、中でも職員給与の引き下げについては、職員のガマン、辛抱を求めるものであり、職員のモチベーションの低下が感じられる。もちろん、財政再建は着実に進めていかなければならない重要な課題であり、行財政改革の取組みの重要性は、我々も十分理解しています。

しかしながら、府政運営を担う職員自身のやる気が削がれるようであれば、本当の意味での改革の実現はおぼつかない。

そういった意味では、職員の生活に影響の大きい給与については、職員のモチベーションの維持向上という観点からも、公民の給与格差を是正すること、言い換えると、人勸を尊重するということが重要であると考えますが、知事の見解を伺う。

私を感じるところ、職員の職務に対するモチベーションがかなり低下している様に思います。財政的な困難を全員が一緒になって取り組むには、知事の下で汗をかいている職員の家庭の現状を知事自身が知るべきだと思います。

知事が手の届く幹部ではなく、顔も知らない職員が懸命に努力している姿

を忘れないでいただきたい、と申し上げておきます。

### 3 産業の育成について

企業立地の促進は、補助金等の産業政策のみならず、企業活動を支える産業インフラが整ってこそ、その成果が見通せるものであり、大企業立地へのインフラ支援があるなら、大阪でがんばる中小企業の活力再生への支援は、それ以上にきめ細かく対応していくことが重要であります。

わが会派は、特に内陸部の製造業ものづくりの集積は、大阪経済を牽引する役割を担っており、湾岸部産業拠点との車の両輪として面的な整備施策を構築すべきであると指摘してきました。そしてとりわけ河内地域に広がる製造業の産業集積、東大阪、八尾、大東市、この3市で2兆5千億円もの工業出荷高を誇るこの東部大阪地域において、道路を中心としたインフラの高度化を進めるべきとの指摘もしてきました。この地域は中央環状線を物流の軸にしつつ、工業用水の供給も確保されるなどのメリットがある一方で、一步踏み込めば、狭隘な道路事情や住工混在などの課題を抱える地域であることも事実であります。

#### (フリップ1番を出す)【フリップ写す】

これは、平成18年度の大東市の製造業実態調査で、産業立地についてのアンケートのグラフであります。

内陸部の製造業ものづくりの集積は大阪経済を牽引する役割を担っており、湾岸部産業拠点との車の両輪として面的な整備を構築すべきです。

「第二種産業集積促進地域」の指定を機に、商工労働部と都市整備部、水道部など関係部局全てが垣根を越えて、地元市町村と連携のもと、地域の産業集積を支えるインフラの充実に取り組んでいくことが重要であり、特に、東部大阪地域における企業集積を“ものづくりクラスター”として面的に捉え、基幹的な道路整備の促進を図るべきであると考えます。知事はこうした課題にどのようにして取り組んでいこうとされるのかお伺いします。

#### 【カメラ議員に戻す】

責任共有制度の導入により、これまで保証付き融資で負担のなかった金融機関は、新たなリスクを背負うこととなるため、審査を厳格にしたり、融資態度を硬化させるなど貸し渋りが極めて危惧される。

#### (フリップ2番と入れ替え)【フリップ写す】

先程の大東市の企業による資金繰りに関するアンケート結果です。

まさしく今心配をしている貸し渋りに対する経営者の不安が如実に現れています。

また、100%保証の小規模資金の融資限度枠は1250万円という額にとどまっており、現在の中小零細企業の資金ニーズからすれば、あまりにも少な

いと言わざるを得ない。中小零細企業の経営や新たな事業展開を支援するため、100%保証の融資制度に係る融資限度額の拡大を国に強く求めるべきと考えるが、商工労働部長に所見を伺う。

**【カメラ議員に戻す】**

#### 4 格差問題

派遣社員の数は、平成17年段階で全国250万人です。これら、パート・アルバイトを含めた非正規雇用の割合も、日本の労働力人口の3割に達しており、雇用形態の多様化は新たな段階に至っています。また、この派遣社員のうち、20～30代の若者は7割以上を占めており、半数が年収199万円以下、85%までが年収299万円以下であるという実態があり、正規雇用と比べて著しい格差を生み出しています。先日、厚生労働省は、住居を持たず、主にインターネットカフェで寝泊りしている「ネットカフェ難民」が全国で5400人に上り、若者を中心に「ワーキングプア」が広がりつつあることを明らかにしました。

**(フリップ3番に入れ替え)【フリップ写す】**

これは、今年の定率減税の見直し、新たな府市民税の税率であります。まさしく貧しい者ほど税率が高くなり、格差拡大の大きな要因でもあります。

一方、昨年、大阪労働局は、大手人材派遣会社の子会社に対して、労働者派遣法に照らして「偽装請負」にあたるとして、全国で初めての業務改善命令を出しました。これは、労働者派遣法に基づかない「請負契約」のもとで、労働者に雇用者以外の者の指示に従わせるという人権問題でもあります。人材派遣は、実際の就労関係にある当事者と、雇用関係に当たる当事者が異なることでトラブルが多発する危険性を含んでおり、個人対企業組織との狭間の中で、さまざまな問題を抱えていることも事実です。

**【カメラ議員に戻す】**

パート・アルバイト、派遣社員等非正規で働く人たちの待遇改善、正社員化に向けた施策展開は、能力開発や仕事のマッチングなど、大阪府やJOBカフェを通じた取組みの強化とともに、大阪労働局とも施策的な連携が不可欠です。パート労働法や労働者派遣法に照らした待遇改善や指導監視とともに、個人加盟の労働組合、NPOなど、個人ではなく集団によるサポートのあり方も求められています。

このような状況の中、刻々と変化する労働環境に応じた取組みが必要となっ  
てきますが、大阪府として、大阪労働局とどのような連携を取り施策を進めて  
いくのか、知事のご見解をお伺いします。

貸金業者による消費者向け貸付のうち約 230 万人が多重債務者であり、いわゆる不良債権総額は 5 兆 3 千億円にも上がっています。わが会派は多重債務者問題を今日の格差社会の歪のひとつとして捉えるとともに、もはやかつての不動産や株式投資で抱えた不良債権問題と同等以上に社会経済の停滞要因であることや、債務がヤミ金融に流れ暴力団の介在を許すような社会問題につながるとして速やかな解決を求めています。

貸し手である貸金業者については、貸金業規制法等の改正により貸付金利の上限利率の引下げや過剰貸付抑制のための総量規制などが、平成 21 年末を目途に導入されます。そして平成 19 年 4 月、借り手対策として国において多重債務者問題改善プログラムが策定され、国、自治体および関係団体が一体となって取り組むことが求められました。これを受けて大阪府においても 8 月 24 日に府内の市町村、弁護士会などの関係団体とともに「大阪府多重債務者対策協議会」を設置したところであります。

大阪府における多重債務の正確な実態は把握されていないが、推計では多重債務者が約 20 数万人、債務総額が 5,000 億円にも上がると考えられ、まさに都市部ほど深刻な問題であることを思わざるをえません。

債務整理に結びつく相談体制の確立からセーフティネット貸付など『借金地獄からの脱出大阪方式』として全国のモデルになるような対策を構築すべきと考えますがいかがでしょうか。知事に所見を伺います。

## 5 流入車対策

次に大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正、いわゆる自動車 NOx・PM 法に関連する非適合車流入対策についてお伺いします。

自動車 NOx・PM 法により大阪府内の大部分が対策地域に指定されたことで、府内の貨物・旅客運送業者は、適合車への転換を順次図ってきたところであります。しかし一方で府外、対策地域外からの非適合車の流入が増加、平成 18 年度環境基準の改善効果が足踏み状態になるにいたっています。

まず大気汚染対策には、県域を超えた広域経済活動が起因するものが含まれており、本来国において戦略的に進めるべきであるにもかかわらず、この自動車 NOx・PM 法では、指定された地域とそこへ流入する車両の対策というマクロ概念が欠落している欠陥法といわざるを得ないのであります。さらに、昨今の原油価格の高騰は、物流コスト縮減圧力として加わり、府外・対策地域外非適合車の流入は価格競争の激化とともに環境悪化要因となっています。

今回の条例改正の主な点は、対策地域でない大阪府外の貨物・旅客運送業者に対して、大阪で仕事をするときには「適合車に買い換えて、ステッカーを貼ることを義務付け」すること、製造業、卸売業合わせて 10 万事業所に上る大阪府内

のすべての荷主に対して、取引する運送会社に「適合車の使用を求める義務」を課していることなどが新たな項目です。

まずは周辺各府県との広域的な連携協力によって、それぞれの府県の大気汚染対策とも組み合わせて、貨物・旅客運送業者の適合車への買い替え促進策などのような取り組みを進めようとしているのかお伺いします。

また規制開始は1年以上先で平成21年1月であり、平成22年までの環境基準達成が可能なのか、府内の貨物・旅客運送業者も含めたステッカーの交付の速やかな体制整備も含めて、規制効果が速やかに発揮される対策を講じるべきと考えますが、環境農林水産部長のご見解をお伺いします。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

(再質問) 今回のシャープに対する支援策について、中小企業特に製造業の経営者の皆さんは、大企業ばかりに目を向けて、大阪府は我々中小のものづくり産業を守り、育てて、支援する姿勢はないのでは？との疑問を述べられていました。

知事には、「第二種産業集積促進地域」の指定に伴う、インフラの充実への取組みについて、少しお時間をかけて検討するとお答えをいただいたが、商工労働部、都市整備部、水道部などの府庁関係部局間の連携が大事であり、それを指揮する知事のリーダーシップが大切と考えますが、その所見を伺います。

《 降 壇 》

《 旧演壇登壇 》

(責任共有者制度について、強く要望)

(パート・アルバイト、派遣社員等非正規で働く人たちの待遇改善、正社員化に向けた施策展開について、強く要望)

## 6 教育課題(1問1答)

教育課題の解消に向け、数点にわたり質問する。

まず、いじめ対応方策について。

今年の2月議会、私どもの代表質問において、いじめの実態をいち早く発見し、

学校体制として対応することと、いじめの早期対応・防止に関するプログラムを開発するよう指摘した。

すでに、いじめが起こった場合の対応と、いじめを防止するための取組をまとめた「いじめ対応プログラム」を作成し、府立学校と、全市町村教育委員会を通じて府内公立小中学校に配布されたと聞いています。改めて、プログラムの内容について教育長に問う。

プログラムを作成するだけでなく、プログラムが学校現場で有効活用できるよう教員研修等、その支援についても2月議会で指摘した。すでに、プログラムに関する研修に取り組んでいるとのことだが、現在、スクールメイトとして府内全中学校区290校に派遣している心理学専攻及び教員志望の大学生等の有効活用も含め、プログラムの活用に向けた今後の対応はどうなっているか。あわせて、保護者や地域へもプログラムの啓発を図るべきであると考えているが、教育長の所見如何。

#### 《 降 壇 》

#### 《 新演壇登壇 》

##### 特別支援教育推進のための教員選考

「ともに学び、ともに育つ」教育を推進していくには、盲・聾・養護学校が地域におけるセンター的機能を果たしていくことが一層求められるようになります。そのためには専門性の高い教員の採用が必要であるという観点から質問します。

4月より学校教育法の一部が改正され、障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られた。

盲聾養護学校においては、これまで蓄積した教育上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等に支援を行うなど、障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割が求められています。

しかしながら、盲聾養護学校には、特別支援教育の在籍校種の免許を保有している教員は、平成18年度の文部科学省の調査では、全国平均が60.6%であるのかかわらず、大阪府では、47.9%、全国43位の保有状況となっています。

盲聾養護学校の教員は、教育職員免許法の附則により、当分の間、小学部、中学部、高等部それぞれに相当する学校の教員の免許状を有していれば、教壇に立つことは可能だが、本来は、それに加えて、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならないと定められています。

他県では、採用選考テストにおける選考区分において、免許保有を要件とし

た特別支援学校枠を設け、特別支援教育のリーダーとなりうる人材を採用しているところもあります。

大阪府における、特別支援教育のさらなる推進を考えると、特別支援教育を専門とする教員を積極的に採用する必要があると考えますが、教育長の所見如何。

#### 《 降 壇 》

#### 《 新演壇登壇 》

知的障害のある生徒の高校受け入れ

次に、特別支援教育について質問します。

これまで、わが会派は、障害のある児童生徒の教育について、ノーマライゼーションの理念のもと、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための教育環境を整備するべきと提言してきた。

府は全国に先駆けて、平成18年度から、府立高等学校9校を「自立支援推進校」として指定し、知的障害自立支援コースを設置した。また、知的障害生徒の就労を支援するたまたがわ高等支援学校の共生推進教室を枚岡樟風高等学校内に設置し、両校を「共生推進モデル校」とした。

しかしながら、平成19年度の自立支援推進校の入学者選抜の倍率は、大阪府立高等学校の前期入学者選抜の平均倍率1.52倍に対して、最高で8倍、平均して3.78倍となっており、生徒・保護者のニーズが非常に高く、多くの知的障害のある生徒にとって厳しい状況となっています。

また、共生推進モデル校については、現状の1校だけでなく、一層の充実が待たれるものであります。

今後、より多くの知的障害のある生徒が地域の身近な高等学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を受けることができるよう、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための教育環境の整備をどのように進めていくのか、教育長の所見を伺います。

#### 《 降 壇 》

#### 《 新演壇登壇 》

小中学校の養護学級の充実<要望>

さらに、小中学校の養護学級の充実について申し上げます。

府内の公立小中学校においては、養護学級を設置している学校は98%に達しています。

また、近年、養護学級に通う児童生徒の数は増加傾向にあり、府としても、養護学級の増設置に努力されるとともに、昨年度から、重度の障害のある児童

生徒が在籍するなどの養護学級に非常勤講師を配置する「小中学校養護学級指導体制充実事業」、地域の小中学校において、障害のある児童生徒について相談や支援を行う体制を整備する「障害教育地域支援整備事業」、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に看護師を配置する市町村に補助する「市町村医療的ケア体制整備事業」をスタートさせています。わが会派としても評価しています。

今後とも、障害種別による学級設置の推進をはじめ、障害のある児童生徒が安心して学べる学校づくりに向け、引き続き、国に対しさらなる制度の充実を強く要望するとともに、府においてもこうした支援策をより一層充実させるようにぜひ要望しておきます。

#### 平成 19 年度に完了する少人数学級の効果

従来、わが会派の主張を受けて、平成 16 年度から、府教育委員会が率先し実施されてきた、小学校低学年の少人数学級編成については、私どもは、当事者の子どもたちや、親御さん、そして学校関係者から、非常に喜ばれている声を聞いています。

そこで、平成 16 年度から導入してきた小学校 1・2 年生における 35 人学級について、どのような教育的効果があったのか。教育長の所見如何。

#### 《 降 壇 》

#### 《 新演壇登壇 》

大阪の教育のさらなる前進 要望

ただ今、教育長から、35 人学級を導入した効果について答弁をいただきました。

子どもの未来は、ひとえに教員の力にかかっています。その教員は、学校現場で、いじめや不登校、学力向上など子どもたちが抱える課題のみならず、保護者対応や地域との連携など、さまざまな教育課題の中で多忙な勤務状況に置かれています。現場からは、疲弊感が否めないとの声も聞く。

児童・生徒の一人ひとりに目配りしながら個に応じた教育活動を進め、未来の日本、大阪を担う子どもたちをしっかりと育てていくためには、現場で頑張る教職員を是非とも確保していく必要があります。

これまで培ってきた大阪の教育のさらなる前進に向け、着実な取組みを進めていただきたい。

強く要望しておきます。

( 優秀な講師を教諭に ) - 1

先ほど、特別支援教育の推進のための教員選考について答弁いただいたが、優秀な人材を教諭に登用することが非常に重要であることは明らかであります。

大阪府の学校現場には正規教諭ではない講師がおり、教育の最前線で頑張っていると聞く。こうした講師は、正式採用された教員と同じような仕事をしていますが、講師は1年雇用であり、給与面においても教員と格差があります。

豊富な経験を持つ講師を正規教諭にすることは、年齢構成の是正にもつながりますし、大学の新卒者の先輩としても学校現場において、経験に裏打ちされた様々なアドバイスが期待できると考えます。

そこで、大阪における講師の現状と講師経験者を正規教諭として採用することについて、教育長の所見如何。

(優秀な講師を教諭に) - 2

ただ今、学校現場で頑張っている講師の豊富な経験と実績を活かしていきたいとの答弁をいただいた。

今年度より設けた教員採用選考テストにおける常勤講師経験者を対象とした選考区分についても、受験資格を得るには10年以上の常勤講師としての経験が必要であります。10年間も講師を続けないと選考区分の対象とならないのはハードルが高すぎます。そのため、約2,000人いるといわれる常勤講師のうち、常勤講師経験者の選考区分では、350人ほどしか受験していないのではないかと。しかしながら、優秀な教員こそ、日々の校務に忙殺され、一般試験対策に取り組む間がなく、結果として合格できない状況にあります。

講師からいい人材を積極的に確保するためには、例えば、常勤講師経験者を対象とした選考区分の受験資格にある勤務経験10年以上という条件を緩和するなど、講師経験者の受験者を増やす工夫が必要と考えますが、教育長の所見如何。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

(くすり教育)

次に、学校におけるくすり教育の推進について聞きます。

子どもたちが、薬を使うときの決まりや、薬には副作用がありますことなどを理解し、正しく医薬品を使うことができるようになりますことが必要であります。そこで、小学校高学年及び中学生に対して、総合的な学習の時間等を利用し、「医薬品の正しい使いかた」を身に付けるための「くすり教育」を行うべきと考えます。教育長の所見を伺います。

《 降 壇 》

## 《 新演壇登壇 》

教育をめぐる諸課題を解決するには教育条件を充実させることについて。

子どもの未来は、ひとえに教員の力にかかっている。その教員は、学校現場で、教科指導や生徒指導、保護者対応や地域連携など、さまざまな教育課題の中で多忙な勤務状況に置かれています。

OECDは、各国の教育への取り組み調査の結果を公表したが、日本の教育への公的支出はギリシャに次いで下から2番目。また、小中学校の1学級当たりの児童生徒数は、米英独など主要国と比べて最多だった。

これから年末に向けて、国の予算編成の重要な時期を迎えるが、先般、文部科学省は、来年度予算の概算要求の中で、義務教育における教員定数を3年間で2万1000人、毎年約7000人の定数増の要求を打ち出しました。内容は、主幹教諭や事務職員の配置、特別支援教育の充実、習熟度別・少人数指導の拡充などとなっています。

我が会派は一貫して、子どもたちの学力向上やいじめ、不登校などの教育諸課題の解決のために、教員が子どもと向き合う時間を確保し、それらの教育課題にしっかり取り組めるよう、教員の質と数や教育予算の充実を強く求めてきました。

府教育委員会においては、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育課題にしっかり取り組めるよう、教職員の定数増をはじめ、教育条件の充実について声を上げていただきたいと思います。教育長の所見如何。

## 《 降壇 》

## 《 旧演壇登壇 》

### 7 都市基盤施設の維持補修費

・我が会派は、かねてから将来の都市基盤施設の大量更新に備え、公共事業における維持管理への重点化の必要性を訴えてきた。

・本府においては、企業誘致促進や災害に強い安全なまちづくりのために必要な都市基盤の整備を図りつつ、維持管理を充実し既存ストックを有効に活用するとともに、次の世代に良好な都市基盤施設を引き継いでいくことは我々世代の義務であります。

・都市整備部で推計している行財政計画期間後の維持管理費は、現行予算水準の196億円を年平均約70億円上回ると聞いています。

・こうした経費については、今後、コスト縮減など様々な努力をしていただくことはもちろんであります。将来に向けて維持費の増加は避けられないと考えます。

・本府の都市基盤施設の保全に対する基本的な取り組み姿勢と今後必要となる財源の確保について、知事の覚悟を聞きます。

#### 8 技術系職員の技術力向上とモチベーションづくり

建設事業費が縮小し、技術系職員が、都市基盤施設の整備に携われる機会が減っている。整備を知らないと、技術力が低下し、ひいては、都市基盤施設を適切に維持管理できる技術力の確保も難しくなるのでは。

また、建築などのいろいろな分野では、アウトソーシング化が進んでおり、行政の効率化の観点から反対するものではないが、民にまかせることで、行政の技術力が低下することも心配。姉歯事件の再発を防ぐためにも、アウトソーシング先をきちんと管理できる、行政の技術力を確保することが大事。

一方、アメリカミネソタ州の落橋事故を教訓に、行政が橋梁など都市基盤施設の状況を的確に把握し、劣化度合いを判断できる技術力が求められるが、今後見込まれる団塊の世代の大量退職による技術力の低下や、技術職員が少なく体制の脆弱な市町村の対応を懸念するところ。

このように、都市基盤施設の整備や維持管理を府民が安心して任せられるよう、職員の技術力をきちんと確保し、承継していかなければならないと考えますがどうか。

また、厳しい行財政改革の中、技術職員の元気が少しなくなっているようにも見受けられるが、職員のモチベーションを高め、自信を持って仕事に取り組めるような環境づくりも必要と考えますが、あわせて小河副知事の見解如何。

(「基盤施設の維持補修費」及び  
「技術系職員の技術力向上とモチベーションづくり」について強く要望)

### 《 降 壇 》

### 《 新演壇登壇 》

#### 9 命の尊厳と命を守る行政課題「救命都市おおさか」をめざすべき(1問1答)

奈良の妊産婦が死産というショッキングな事件の原因のひとつに、病院における医師の勤務実態がある。事件当日における奈良県立医大・当直医2名の午後7時から翌日朝9時までの勤務はまさに戦場の忙しさで、その後、ひとりとは24時間勤務へ、1名は通常勤務へと連続勤務を行っています。労働基準法上、問題が無いのか懸念される実態であります。

今、病院では厳しい勤務実態から疲労困ぱいする医師の姿が浮かび上がります。

また、医療の根幹を成す内科診療の医師が不在である阪南市立病院の現状は、府民（市民）や民間病院に対し一定の医療水準を示す役割を担う公立病院の存在を脅かすものであります。財政的に見ても、平成18年度決算見込みで不良債務額1億1千1百万円であり、医師の存在なくしては、この問題は大きくなるばかりで、府下の中で最も早く解決しなければならない課題であります。

経営危機のおそれのある公立病院の情報を把握し、大阪府としてこれらの病院に対して相談・支援することのできる体制を構築するべきであります。知事にその所見を伺います。

上記の問題の背景には、医師不足の問題がありますが、病院における医師不足を解消する方策について、大阪府は独自にどのような施策を考えているのか。私は、勤務医の職場環境を改善することによって、医師不足を解消する方法のひとつとして、「医療秘書」の導入を提案します。

医師の日常の勤務の中で、多くに時間をカルテの記入などに追われています。その環境を改善することで、医師を雇用すると同等の効果が見込めるものであり、大阪府ができる医師不足改善の一つの力となると考えます。府立病院でまず、モデル事業を導入してはどうか。健康福祉部長に所見を伺う。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

（近畿ブロック周産期医療広域連携体制の評価）

（フリップ4番を出す）

周産期の広域救急については、先に近畿ブロック周産期医療広域連携体制が合意され、近畿二府四県に加え、福井県、三重県、徳島県を含めた二府七県で本格的に実施されようとしています。

しかしながら、他府県から大阪府まで長時間にわたって救急搬送を行うことは、救急患者の生存率を著しく下げる恐れもあり、本来、周産期医療は各府県独自で一定の水準を確保すべきものであります。

各県がその責任を果たさずして、安易に大阪府が過剰に介入することは、他府県の医療整備に対する自助努力を妨げ、救急患者の長時間搬送を黙認する結果にもなりかねない。万一そうした事態が発生するようなら、今回の連携体制の範囲・内容についても再考すべき。今回の周産期医療広域連携体制をスタートさせた意義や府の認識について知事に所見を伺う。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

府立高校におけるAED設置の場所についてはそれぞれ異なっています。休日に人の出入りが希薄になる場所などへ設置されています場合には、休日の部活動など、もしもの事故の際に利用出来ないことから、AED設置の場所の現状について早急に調査を行い、AED使用に適切な設置場所を各校へ指導通知すべき。教育長の所見を伺う。

**(フリップ5番を出す)【フリップ写す】**

AEDを効果的に使用し、人命救助に資するためには、学校であれば生徒に、AEDの存在および使用方法を周知することが不可欠であります。緊急時のAED使用を妨げることはないよう、AED設置の啓発を行う体制を構築すること。とりわけ学校においては、すべての教員が、当該学校に配置されているAEDを使用できるよう研修を徹底すべき。教育長の所見を伺う。

**【カメラ議員に戻す】**

**(フリップ5番を取る)**

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

**( 質問削除 )**

AEDの使用を効率的、広範囲での使用が可能になるような対策、特に、すべてのスポーツ・イベントに対して、貸し出しがなされる体制への取り組みを講じることで、不幸な事件とならないよう、生活文化部・健康福祉部・教育委員会など、関係部局が集まったの対策を講じるべきであります。  
縦割り組織を超えての取り組みを強く強く要望しておきます。

この7月・8月において、熱中症による救急搬送等された方が、大阪において、1120人にもおられました。

各地域社会において、部活動などの課外活動や各種コミュニティ活動を含め、日中の時間帯に活動する頻度が多い学校生徒では、熱中症対策は急務であります。地域ごとの取り組みが十分とはいえない現状であります。

そこで、各学校に温度計を設置し、児童生徒に熱中症に対する注意喚起を促すなど熱中症予防に向けた対策を講じるべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

《 降 壇 》

## 《 新演壇登壇 》

しかし、学校が夏休みの場合、学校ごとの対応だけでは限界があります。また、各地域の高齢者の方への注意喚起も必要であります。そこで、「おおさか熱中症注意報/警報」などのネーミングによる公的情報を発令し、注意喚起できるシステムを構築するべきと考えますが知事の所見を伺います。

熱中症の予防のためには、根本的には、ヒートアイランド現象を抑制していくことが重要。

府では、温暖化の防止等に関する条例に基づく様々な取り組みを行っていますが、熱中症の予防という観点も踏まえ、これら府の取り組みに加えて、府民の身近な地域での例えば、打ち水、冷房の適正使用、アイドリリングストップなどの取り組みを徹底して、府域で面的に広げていくことが必要。

このため、府は、市町村に働きかけをして、こうした府民の活動を促進していくべきと考えますがどうか。知事に伺います。

## 《 降壇 》

### 《 新演壇登壇 》

昨日の自民党の代表質問で「障害者自立支援法」に関する質問がされ政府与党からの疑問点の提起に驚きました。私どもは、この法案が提示された時から、問題点を精査して関係当局と論議を繰り返してまいりました。

「障害者」「年金生活者」いわゆる生活弱者といわれる国民にも負担を増やし、その人達のより処となる施設の運営も困難をきたす、ひどい、この法案が「強行採決」された経過があります。

その怒りの結集が先の「参議院選挙」の与党大敗の要因とも考えます。

さて、私ども民主党は「命の尊さ」との観点からも、障害を持ちながら地域で生活する障害者の方々に、安心して暮らせる世にするために、この度参議院に於きまして「障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法案」を提出することとなりました。

一つは、定率一割負担の凍結であります。（平成18年3月までの支援費制度に準じた費用負担に戻す）

二つは、障害児・者福祉サービスを維持するために必要な支援を行うの二つの項目で、実質的には、以前の支援費制度に一旦戻そうという案であります。

定率一割負担や食費などの負担増に厳しく、工賃をはるかに上回る自己負担を払わなければならないことから、サービス利用を中断したり、利用日数

を制限せざるを得ない現実には悲惨であります。

また、特別対策によって通所授産施設に対しても、従来の90%が保障されたものの、3年間の時限つきであります。

このような現状の「障害者自立支援法」の問題点を考えたときに地方自治体として、何を考え、どこに問題点があるかを的確に把握して、障害者の生命を守り、障害者の生活を保障していくために、知事はもっと障害者や市町村の声を聞いて、現場の実態を知らない国に抜本的な制度改革を求めていくべきであると考えますが、知事の所見を伺います。

#### 《 降壇 》

#### 《 旧演壇登壇 》

難病相談支援センターについて 要望

大阪府は、地域で生活する難病患者等の相談や支援、地域交流などを行う施設として、大阪難病相談支援センターを設置していますが、国の事業実施要綱によれば、この施設にはバリアフリーに配慮した相談室をはじめ、談話室や地域交流活動室等を備えることが必要であります。

しかし、国の要綱に示す事業を行うには、スペース面から狭すぎるものでありますし、かつ、相談者のプライバシーが保たれない構造の壁面であります。

したがって、設置者であります大阪府が責任をもって、来年度中に施設面の拡充を含めたセンターの充実を図るよう要望します。

10 主要国財務大臣会議の警備について

本年4月、2008年サミットの開催地が北海道・洞爺湖地域に決定されましたが、その選定理由が「警備のしやすさ」と新聞各紙でいっせいに報道され、あたかも選考にもれた大阪など各都市の警備が不十分であるかのような印象を与えてしまったことは、まことに残念です。

しかし、来年、大阪でサミット財務大臣会議が開催されます。アメリカ、イギリス、ロシアなど主要国の財務大臣が一堂に会するこの会議で大阪の警備の安全・安心の真価が問われることとなります。

そこでまず、この会議に必要とされる警備のレベルについて、警察本部長に伺います。

今日の国際情勢から不測の事態の発生も予想されるところですが、国ではサミット対策として総額126億の予算が計上されており、府においても3億の補正予算がこの議会に上程されるなど、万全の体制をとると聞き及んでおりま

す。新しい本部長を迎え、大阪の安全・安心を守る取組みを一層進めていただけるものと大いに期待しておりますが、大阪の安全・安心を世界に発信する好機である今回の会議を成功に導くため、大阪府警ではどのように取り組んでいられるのか、警察本部長にお伺いします。

## 《 降 壇 》

## 《 新演壇登壇 》

### 1 1 ( 要望 )

〔 阪神高速道路の対距離料金及び渋滞対策について 〕

先日、阪神高速道路株式会社においては、平成20年度からの対距離料金制への移行を発表されました、現行の700円を基準にして、近距離は400円から最大で1200円とのことであります。

対距離料金制は、公平性の観点から一定の評価はしますが、阪神高速道路は物流や産業など、関西経済を支える重要な道路であります。料金案の検討にあたっては、長距離利用者、西日本高速道路との連続区利用者に配慮するなど、利便性向上や経済活動の活性化に寄与するものとなるべきであります。

しかし、今回の会社(案)には、疑問が残ります。燃料代の高騰と合わせて荷主負担が大きく、長い景気低迷から明るい兆しに移りつつある今。府民の理解を得ることができるのか、短距離利用の増加により、現在の渋滞が更に増大しないのか。

阪神高速道路株式会社の経営実態を明らかにするとともに、府民にとってわかりやすく使いやすい料金体系を速やかに、府民に提示すべきであります。更に、経営改革を進めるべきであります  
知事には、利用者の代表として阪神高速道路株式会社に対し強く働きかけるよう要望します。

### 1 2 [ 警察行政に対して ]

警察官の増員について

「安全なまち大阪」の早期確立に向け、警察官増員の必要性を訴えていくとともに、警察業務の民間委託の推進、OB 職員の効果的な活用等、実質的な増員効果が期待できますよう警察力の更なる充実・強化を図っていただきたい。

規律の回復について

警察官には、より高い倫理観が求められますが、警察官によるけん銃使用の殺人事件や、府警の現職警察官が談合に加担するなど、不祥事が発生し、信頼感が、これ以上失われることについて憂慮しております。

更なる綱紀の肅正と規律の保持に努めていただき、府民から信頼される警察を目指していただきたい。

#### 「信号機の設置基準」について

毎年、府内の市町村や地域から信号機の設置について多くの要望がよせられております。しかし、担当課の設置基準は、道路管理者や地域の声が反映されず、警察内部の信号機設置基準で判断されています。なぜ、信号機が付かないのか、信号機を付けるための協議をする場を設けることが大切だと考えます。子どもたちの通学路など、必要不可欠なところには、早急な対応が求められます。今後は、それらの協議を十分されたうえで、新たな設置基準を設けられたい。

#### 警察署・交番のIT化について

警察業務の効率化を図るため、警察署・交番のIT化が必要であると提言してきました。地域住民に直結する交番・駐在所のネットワーク化は、今なお進んでおりません。現場の警察官の負担軽減と府民の満足度を向上させるものであり、早急に整備すべきであります。

#### 情報セキュリティ対策の強化について

また、情報セキュリティ対策の強化に努めることも不可欠であります。

以上5項目について要望いたしますが、これらの要望を実行していただきますようお願い申し上げます。

### 《 新演壇登壇 》

#### 13 府庁建替え・防災センター（1問1答）

Q1

また、府庁舎耐震化工事と密接に関連している防災情報センターについては、東南海・南海地震の発生が危惧される中で府民の生命、財産を守るため、早期に整備することが求められます。

国においても、府県を越えた近畿圏域での大規模な災害発生時に、政府の合同現地対策本部となる基幹的広域防災拠点の司令塔機能を、大阪においても整備する予定と聞いています。

大規模災害が発生した場合を考えると、防災情報センターには何よりも警察・消防・自衛隊・市町村・政府の現地対策本部など関係機関との連携やボラ

ンティアの活動支援をいかに効果的に行うかのソフト面を踏まえたハード整備が必要であります。例えば、災害時における府警本部の交通管制センターの交通情報をどうリンクさせるのか、港湾情報はどうか、

また、政令市をはじめとする府内市町村や国の基幹的広域防災拠点との連携をいかに図るかなどといった課題をクリアしていくことが不可欠でありますし、防災情報センターを単独庁舎として建設すべきであります。

(フリップ6番を出す)【フリップ写す】 会派NY視察 H17.4.21~25

(フリップ7番を出す)【フリップ写す】

(フリップ8番を出す)【フリップ写す】

(フリップ9番を出す)【フリップ写す】

しかしながら今回の防災情報センター機能の整備拡充方策はスペース論のみであり、こういった点の検討が十分にされているのかどうか疑問であります。

これらのことから、府庁舎の耐震補強の決定は性急にすべきでなく、あわせて防災情報センターの整備についても市町村・関係機関との連携方策など機能面での十分な検討を加える必要があります。また、大阪における国の基幹的防災拠点についても、府庁に近いところで早期に整備するよう国に働きかけ、これとの連携も併せて検討していくべきと考えますが知事の所見を伺います。

【カメラ議員に戻す】

併せて、防災無線のデジタル化について、問う。

災害時には、まず市町村が災害現場から情報を迅速に収集することが不可欠ですし、その手段として防災無線の整備が重要であります。

ところが一方、国は電波のデジタル化移行を進めており、このうち地域防災無線については平成23年の5月末までにデジタル化しなければ無線が使用できなくなります。

デジタル防災無線は、双方向通信が可能で、また災害現場からの画像・データ伝送などが容易にできるなどのメリットがある反面、整備に従来のアナログ無線の2~3倍の多額の費用がかかり、市町村からは財政負担等から強い懸念があると聞いています。

もとより、このデジタル防災無線の整備は市町村の責務であります。仮に整備できなければ、府の災害時の情報収集体制にも大きな影響が生じます。

府としても、府域全体の防災体制を整備・充実する観点から、個々の市町村任せにするのではなく、リーダーシップを発揮し、防災無線の円滑なデジタル移行を促進するため、積極的に対応することが重要と考えますが、危機管理監の所見を問います。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

( 防災センターについて再質問 )

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

Q2 ( フリップ 10 番を出す ) 【 フリップ写す 】

庁舎整備について伺いたい。本年 5 月 25 日に公表された『大阪府庁本館の建替えについての基本的な考え方(案)』及び本議会へ上程されている設計費の 9 月補正予算案等から府庁本館は約 170 から 180 億をかけて耐震補強と執務環境の整備を行う方向性が打ち出されています。

先の府議会の庁舎整備検討委員会において、わが会派は、全面的に耐震補強で済ませるのは、30 年、50 年のスパンで見たとときにかえって経済的ロスが大きく、新庁舎のための費用と比較しても費用負担が軽減されるものではなく、採用すべきでない旨申し上げました。(カメラ議員に戻す)

確かに東館の歴史的・文化的価値を軽視するものではなく、最小限の耐震対策は必要であります。府の財政状況もわかりますが、しかしながら民間ビルへの分散入居の解消、老朽化による維持管理・修繕コストの解消など懸案事項が解決されない中で 200 億近い支出は府民の理解が得られないと考えます。建替えの検討にあたって、文部科学省ビルの例にならって民間施設との合築なども検討すべきであったし、また、道州制の議論が今後本格化していくが、その中で府庁がどう位置づけられるのかも重要な視点であります。そうしたことの検討が十分されない中で、耐震補強という安易な結論を出すのは時期尚早ですし、再検討を求めます。

《 降 壇 》

《 新演壇登壇 》

( 再質問案 )

文化的価値の検証について・・・平野屋会所の文化的価値との比較  
府庁舎も文化的価値があるのであれば、文化財としての国補助の適用を想定した予算編成となるのか。

府営住宅・府立学校の耐震化工事の予算規模と対比して、庁舎の耐震化工事の予算は、府民の税金を有効に使うこととなるのか。

《 降 壇 》

《 旧演壇登壇 》

(質問の最後に)

了